

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人コロロ学舎(以下「法人」という)の役員の報酬に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 役員とは法人の理事会、評議員会で選任された理事、監事および評議員(以下「役員」という)をいう。

(報酬)

第3条 役員の報酬は、役員の地位にあることのみをもって支払わない。ただし、次の各号に該当する場合には支払うことができる。

- (1) 役員が理事会、評議員会に出席した場合は、理事会、評議員会それぞれ1回につき2万円(所得税を控除後)を支払うことができる。ただし、同日に理事会、評議員会に出席した役員には1回分2万円(所得税を控除後)を限度として支払うことができる。
- (2) 役員が法人、園等の業務を1日3時間以上行った場合には、1日につき2万円(所得税控除後)を限度として支払うことができる。

(交通費)

第4条 役員が理事会、評議員会の出席及び法人・園等の業務のための交通費は実費を支払うことができる。

(支払方法)

第5条 役員報酬の支払方法は、原則としてその都度現金払いとし、領収書を徴収する。

(出張)

第6条 役員が法人、園等の業務のため出張した場合は交通費・宿泊費・食費等を支払うことができる。

(支払制限)

第7条 第3条、第4条および第6条にかかわらず、法人会計の財源が十分でない等の場合は報酬等は支払わないことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めがない事項は、理事会の承認を得るものとする。

付則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日から改訂して施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改訂して施行する。

この規程は、平成29年1月1日から改訂して施行する。